

か出ました。かつてないということは条例第三条第一号施行規則第二条の規定、また第八条の表彰審査委員会等の規定があります。これをまず朗読してみせんと、特にこの新しい議員さんもおられますので、そうしたことを若干時間をお借りして朗読してみますと、まず第三条の一般表彰の規定は、第一号において「本市市民若しくは本市に關係ある個人又は団体で教育、産業、経済、土木、厚生、消防等本市の公益、福祉の増進に尽力し若しくはこれらに關する市政にその業績が顕著な者」とさん。また第八条の表彰審査委員会における規定では「市はこの条例の主旨に従い、公平にせよ表彰の実施を図るため表彰審査委員会をおく」とされております。さらにこれが施行規則の第二条では「第三条第一号——ただいま読みました第三条第一号に定める範囲のうち、次に掲げる者にあつては、当該各号に定めるところによる」とさん、その第一号では「福生市の町会長及び自治会長、通算満八年以上その職にあつて退職したとき」とされております。二号はこれに關係ありませんから、朗読する必要はございません。

したがって、自治会長、町会長、仮にです。仮に十年、二十年とやつたとしても、この条例規則から言いますと、退職しない限り表彰がないようになっております。

ある場合もありますよ。仮に十年、二十年やつても表彰されないことになっております。この条例規定については、もうこれは御承知だと思ひます。したがひまして、この条例の制定の主旨が、先ほど読み上げた八条にある条例の主旨です。この条例の精神がどこにあるか、那邊になるか、おわかりになると思ひます。よつて現在までそうしたことが二十数年守られて施行してきたという経過が示していると私は思ひます。またそうであつたと信じます。

たまたま私はこの昭和三十三年、この条例制定当時総務課長として、当時の議会から要請されて手掛けてきたものであります。したがつてこの条例に關して、私は何かいけば因縁を持つというか、制定当時の苦勞というか、このことの及ぼす影響、すなわちせつかくの表彰が何かと後味悪いことのないように、当時大変苦勞して各委員の方からも意見が出されて制定されたということで、何か私もその責任を感ぜざる問題で、せつかくのこの表彰議案ではあります。その制定の趣旨、精神から、何か納得のいく説明までいていないんじゃないかと、当時の先輩諸先生方に対しても、お前がいながらと言われがちな面が、老婆心ながら私はあるのではないかと感ぜざるものです。

これが表彰の範囲というものについては、当時の福生町をあくまでも基本とし、したがって町からはずれ、委嘱というような役職等を主軸としての条例の制定施行であり、国や都からのものについてはそれなりの発令官庁から、リッパな權威あるほう賞なり感謝状なりが出る。また長年の功績者については国家褒章である叙位叙勲が待っている。しかしこれに対して、地方自治市町村教育財政に尽くしたという方、たとえば議員、議員が四期、五期と長年町の、市の地方自治、最高の議決機関に市民の代表として活動、努力しても、御承知のようになかなか叙勲にあずかれる方は数少ないわけがあります。数少ないということは、この福生市はそうしたことに對して進達もしないという面があるのかどうかわかりませんが、福生市から余りそういうふうなものは出ておりません。そのようなことも考え、福生の勲章という自治功勞章を贈ろうとしたことが、条例制定であり、当時東京都市町村の中でも数少ない条例が制定されたという経過があります。

そこで守り続けてきた条例をなぜここで新たな事例として上程することになったか。先ほどの助役の説明では納得できない関係もありますので、その理由と根拠について、いませし伺いたいと思うことが一つ。

それからこれが表彰審査委員会にかけられる過程には、もちろん初めてのことであり、庁議でこれが各方面に及ぼすことも考慮の上、審査も慎重に行われ、種々賛否等の意見ももちろんあつたことであらうと思うので、どのような庁議であつたか、その内容をお聞かせいただければ幸せと思うことが二つ目。

さらにこれももちろん言うまでもないことだと思いますが、各部課長からこのような表彰該当者というか、予定者というか、こういうようなものが何人出されて、これがこの案件の三人にしばって委員会に出されたか、幾人、各部課長が持ち寄ったか、いやしくも市の表彰条例に基づく表彰であれば、單に突然の思いつきによるようなことで出され、庁議で審議したものではないと信じますので、その選考内容について詳細に説明されたいことが三つ目。

次にこのような人事案件、特に表彰案件、しかもかつてない内容的な案件を審査委員会に審査対象として出されるということは、ごなたが委員として審査されるとしても、問題は案件は案件だけに苦勞されたことと私は思います。聞くところによりますと、想像どおり、いかにして上程された表彰者を傷つけないようにとの配慮の上で休憩までして、長い時間討議され、意見が出されたということであり、

各委員の皆さんに心から私は敬意を表し、その苦衷を察するものであります。休憩までした審査、審議に対し、委員会の意見を執行部が組みとれなかったかと申し上げたい。委員からは表彰者を傷つけまいとした努力に対して、なぜ理事者執行部はこれが上程、取り扱いを一時留保しなかったか、再審査とするようなことにしなかったかと言いたい。たまたま来年は市制十周年である。その十周年の記念を祝つてのこのような方を一人でも多く特例として表彰していくことが最もよろしい方策であつたかと思う。またそうあるべき案件ではなかったかと私は思います。

念のため申し上げておきますが、私は当初申し上げたようにこの三人さんがどうこうというものでは毛頭ない。むしろ全くりっぱな方で、表彰に値すると信じておりますけれども、杵の決まりのない表彰となると、片寄った手落ちなあるいは一方的なものであつては、せつかくの表彰が台なしとなると思うので、伺っているわけでございます。いま私がここで質問、意見を申し上げたことは、直ちに被表彰者の耳に入るもうすでに入っているかもしれません。したがつてせつかくの表彰も喜びどころか、憤激をかい、予期せざる結果をもたらす恐れなしとは言えない。しかしそれは申し上げる

までもないが、その責任はあくまでも提出した理事者、執行部にあることをつけ加えて、これが回答を求め、次の質問に第二の質問に移りますので、回答を願います。

○議長(小林菊三君) 二時まで休憩いたします。

午後一時四十六分

休憩

午後二時二十二分

開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(篠崎俊夫君) 先ほど貫井先生から御指摘を受けましたことは、いちいちごも

とまでございますので、御指摘を受けました点につきましては、来年の表彰に見合うように必ず再検討をし、実施することいたしますので、本案につきましては人事案件のことでもございしますので、何とぞ御了承をお願い申し上げます。失礼しました。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第五十二号から議案第五十四号までの三案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号から議案第五十四号までの三案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、日程第二十八から日程第三十九までの十二案を一括して上程いたします。

日程第二十八議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから、日程第三十九議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの十二案を一括して議題といたします。

本十二案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第五十五号から議案第六十六号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十二議案につき、提案

理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件は、いずれも市道の新設または拡張に必要な道路用地の市への御寄付に対する一般表彰でございます。個人の御寄付の場合には土地の評価額三十万円以上が、法人及び団体の御寄付の場合には土地の評価額百五十万円以上が、それぞれ表彰の対象に相なりますが、御寄付をいただきました土地の評価の方法は、その土地の地価公示価格に相当する金額を算出したしまして、その価格を基準とした次第でございます。

なお、本年の三月定例議会において、福生市表彰条例改正案を御審議いただきました際に御説明申し上げましたとおり、広くは公益のためになるこの種の御寄付でございます。御寄付の動機が主として個人の御都合であるとか、利益に起因いたします。たとえば私道の敷地の御寄付のような場合には、今後は議会の御議決をいただく一般表彰の対象からはずしまして、単なる市長からの感謝状の贈呈に切りかえさせていただくことに相なっておりますことを、重ねて申し添える次第でございます。表彰する皆様を読み上げますと、まず、拝島の自動車教習所の東側にある市道の拡張のための敷地の御寄付として、議案第五十五号が染谷島吉氏、議

案第五十六号が谷部 登氏、議案第五十七号が橋本勇蔵氏の三氏、次は先ほど認定の御審議をいただきました熊川の聖愛幼稚園の東側にある私道を公道に切りかえるための敷地の御寄付として、議案第五十八号が木村久雄氏、次はこれも先ほど認定の御審議をいただきました阪神中央図書館への通路新設用地の御寄付として議案第五十九号の田村昌一氏、次の議案第六十号からは再び聖愛幼稚園の東側にある私道を公道に切りかえるための敷地の御寄付でございます。して、議案第六十号が武田ます氏、議案第六十一号が武田潔美氏、議案第六十二号が加賀城治美氏、議案第六十三号が石崎貞子氏、議案第六十四号が田中利次氏、議案第六十五号が菅野直美氏、最後の議案第六十六号が大野豊治氏、結局聖愛幼稚園の東側の私道敷地の寄付者は合計八名でございます。御審議をいただきまして、いずれも満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっており、議案第五十五号から議案第六十六号までの十二案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号から議案第六十六号までの十二案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、日程第四十から日程第四十四までの五案を一括して上程いたします。

日程第四十議案第六十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから、日程第四十四議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの五案を一括して議題といたします。

本五案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君 登壇)

議三十一
議三十二
議三十三
議三十八
議三十九
議五十一
議五十二
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

○助役(篠崎俊夫君) 　　ただいま一括して上程されました議案第六十七号から議案第七十一号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

初めの三議案は、木村三人御兄弟が一中の東側にございます鍋二家庭菜園の用地をそれぞれが無償で市に提供してくださっている行為に対する表彰でございます。いずれも提供していただいてから、こととして五年を経過するところでございす。市はその用地を一人につき九・九平方メートルの区画をいたしまして、全体を鍋二家庭菜園として、市民にお使いをいただいておりますが、まず議案第六十七号の木村俊男氏からは、使用人員六十人分の用地を、議案第六十八号の木村一夫氏からは、使用人員五十人分の用地を、議案第六十九号の木村隆治氏からは、使用人員二十二人分の用地を、結局合計で百三十二人分の用地を無償で、それぞれ提供していただいております。その行為に対する表彰でございます。

次の議案第七十号は、羽生田勝商氏から、新設の松林会館の敷地に榎の木三本、銀杏十本の御寄付に対する一般表彰でございます。榎の高さはそれぞれ三・五メートルから四メートル、銀杏の高さはそれぞれ一メートル足らずでございます。

なお、その価値の評価は、福生の植木組合で評価してもらいましたところ、木を植えて四十万三千円と評価していただいております。

最後に議案第七十一号は、日本テレビ本社の中にございます二十四時間テレビチャリティー委員会からの身体障害者輸送車一台の寄付でございます。二十四時間テレビチャリティー委員会と申しますのは、昨年から一年に一回、その日は一日じゅうテレビの放映を通じて基金を集めることを目的とする委員会だそうでございます。昨年は十四億円集まったそうでございます。早速福生市役所も申し込んで、身体障害者輸送車一台の寄付を受けることに成功したわけでございます。寄贈を受けました身体障害者の収容能力は、車いすが二台、そのほかに運転手ともで人間が五人乗れるわけでございまして、市の社会福祉協議会の事務局に配置いたしまして、有効に使用することに相なっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議をいただきまして、全会一致全議案とも御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 　　以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっており、議案第六十七号から議案第七十一号までの五案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十七号から議案

第七十一号までの五案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○十七番(関 米吉君) 特にちよつと発言を求めて、いままでの表彰条例に関する理

事者の提案理由の説明についてですね、ちよつと私は提案理由の説明の間違いと
いうか、不勉強というのを指摘しておきたいと思うんですよ。

さつき助役は聖愛幼稚園の前の土地については、以上八名の方の御寄付をいた
だきましたという説明をされておりますが、八名は間違いないですか。そういうい
いかげんぶしなことを言わないでくださいよ。

○助役(篠崎俊夫君) 表彰対象になりますのが八名でございまして、一名表彰対

象にならない方がおられます。

○十七番(関 米吉君) そうでしょう。そういうことははっきり言うてください。さつき

以上八名の方の寄付により、ただいま道路ができたということをおっしゃるんです。

○助役(篠崎俊夫君) どうも失礼しました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十六日から二十四日まで九日間休会いたしたいと思ひます
が、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明十六日から二十四日まで九日

間休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月二十五日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十四分 散会

第二回福生市議会

定

例

会会議録(第八号)

昭和五十四年六月二十五日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎 君	二番	仲村清信 君
三番	加藤謹之助 君	四番	高水惣八 君
五番	東浦春浪 君	六番	村尾栄次 君
七番	森田治男 君	八番	田村市郎 君
九番	小野沢久 君	十番	遠藤洋一 君
十一番	原敏子 君	十二番	松山清 君
十三番	小林菊三 君	十四番	村野武男 君
十五番	鈴木藤次郎 君	十六番	貫井喜代次 君
十七番	関米吉 君	十八番	東田正治 君

議三十一
議三十二
議三十三
議三十八
議三十九
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
第二定
第三目
議六十七
議七十二
議七十三

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	末次性男君	二十二番	小堺仁七君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事 古谷徳男君 議事 市川昭利君 主事 小沢幸恵君
務局長 係長

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
企画財政部長	浅見裕康君	総務部長	上野重勝君
市民部長	生子国利君	福祉部長	森田猛君
建設部長	斉藤多市君	教育次長	内田和雄君
水道事務所長	田村忠雄君	監査委員事務局長事務取扱	高水求君
事務取扱参事		参事	
選挙管理委員	乙津宗吉君		
会事務局長			

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十四年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十五日（月）午前十時

- | | | | |
|------|---------------|----------------------|--------|
| 日程第一 | 議案第二十九号 | 福生市民憲章制定審議会条例 | （審査報告） |
| 日程第二 | 議案第三十一号 | 市道路線の認定について | （審査報告） |
| 日程第三 | 議案第七十四号 | 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について | |
| 日程第四 | 特定事件の継続調査について | | |

午前十時 開議

○議長（小林菊三君） たいまから昭和五十四年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（小林菊三君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

（古谷議会事務局長 報告）

一 追加議案の送付について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 貫井喜代次君 登壇）

○議会運営委員長（貫井喜代次君） 御指名でございますので、第三日目の議事運営等について、去る六月二十一日に開催いたしました議会運営委員会の